

# 序章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

ギャンブル等依存症はギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。

また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能な病気であるにも関わらず、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていない現状があるため、相談体制や医療体制の充実を図るとともに、県民がギャンブル等依存症に関する理解を深め、その予防を図ることが重要です。

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）では、都道府県は「ギャンブル等依存症対策基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。」と定められました。

本県においても、ギャンブル等依存症の現状や課題を踏まえたギャンブル等依存症対策を推進するため、本県の実情に即した「長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」を令和2年1月に策定しました。

この計画に基づきギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、ギャンブル等依存症の発生、進行及び再発の予防並びにギャンブル等依存症である者及びその家族等への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に向け取り組んでまいりました。

今回策定する「第2期長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」は、国の「ギャンブル等依存症対策基本計画」（令和4年3月変更）、及び、ギャンブル等依存症に関する状況の変化等を踏まえ、現状と課題の整理を行い本計画の推進に必要な変更を加え見直しを行うものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条第2項に基づき、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進を図るものとして策定します。

また、長崎県医療計画、長崎県アルコール健康障害対策推進計画、健康ながさき21及び長崎県自殺総合対策5ヵ年計画等関係する本県の計画との調和を図ったものとしていきます。

さらに、本計画の施策を着実に進めることにより、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資するものです。

## 【SDGs（持続可能な開発目標）について】

○「SDGs（持続可能な開発目標）Sustainable Development Goals」は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、17のゴールと169のターゲットで構成され、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための国際社会の目標です。

○SDGsの理念は、本計画の施策の方向性と重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGsの推進につながるものと考えております。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 【本計画で貢献が可能であると考えられる目標】

	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>		<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
	<p>すべての人々に包摂かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間とします。

### 4 ギャンブル等依存症の定義

#### (1) 法的定義

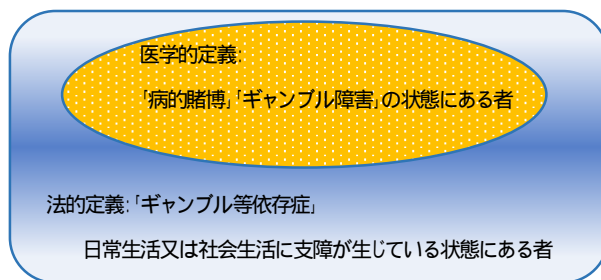
基本法では、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されています。

#### (2) 医学的定義

現在、国内の医療機関等で汎用されている精神科診断基準には、ICD<sup>1</sup>及びDSM<sup>2</sup>があり、ギャンブル等依存症はこれらの基準に基づいて診断されています。ICD-10での分類では、「病的賭博」に、DSM-5での分類では、「ギャンブル障害（Gambling Disorder）」に位置づけられています。

#### (3) 本計画における法的定義と医学的定義の関係

本計画では、医学的定義における「病的賭博」「ギャンブル障害」の状態にある者も含め、ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にある者を法的定義における「ギャンブル等依存症」である者として扱います。



1 世界保健機関（WHO）が作成する国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病の分類。正式名称は、疾病及び関連保健問題の国際統計分類（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems）。

2 アメリカ精神医学会が作成した精神疾患の診断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」のこと。